

○別府市環境保全条例（抜粋）

昭和49年12月20日
条例第51号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

目次

- 前文
- 第1章 総則
 - 第1節 定義（第1条）
 - 第2節 市の責務（第2条—第9条）
 - 第3節 事業者の責務（第10条—第15条）
 - 第4節 市民及び外来者等の責務（第16条—第19条）
- 第2章 自然環境の保全
 - 第1節 自然環境の保護（第20条—第32条）
 - 第2節 環境緑化の推進（第33条—第38条）
 - 第3節 開発行為等の制限（第39条—第42条）
- 第3章 生活環境の保全
 - 第1節 廃棄物の処理（第43条—第47条）
 - 第2節 公共の場所の清潔保持等（第48条—第52条）
 - 第3節 あき地の管理（第53条—第59条）
 - 第4節 温泉の適正利用（第60条—第63条）
- 第4章 公害の防止
 - 第1節 規制基準（第64条・第65条）
 - 第2節 工場等に関する規制（第66条—第81条）
 - 第3節 特定建設作業に関する規制（第82条—第85条）
 - 第4節 騒音等に関する規制（第86条—第91条）
 - 第5節 電波障害の防止、生活環境の保護等（第92条—第100条）
 - 第6節 自動車公害等の防止（第101条—第103条）
 - 第7節 地下水の採取規制（第104条—第107条）
- 第5章 環境保全審議会（第108条—第117条）
- 第6章 補則（第118条—第121条）
- 第7章 罰則（第122条—第129条）

附則

人間は、太陽、水、大気など、自然の恩恵なしには1日も生きられない。ところが、人間は、自己の生存を維持するために、自然を開発しながら必要な資材を生産し、今日の繁栄を築いてきた。しかるに自然と人間の調和を軽視して発展してきた現代の産業と都市は、いまや、人間の健康と暮らしを根底からおびやかそうとさえしている。

わたしたちのまち別府は、緑なす山なみと紺べきの海、そして豊かな温泉に恵まれて、今日まで国際観光温泉文化都市として栄えてきた。別府市民はもちろん、外来者もこれらの自然を限りなく愛し、また誇りとしている。こうした天恵の自然の中で、一層住みよい生活を確保するために別府市民は、自然を活かし、豊かで住みよい都市づくりに総力を挙げねばならない。

以上のような認識にたつて、別府市は、市民の意思と行動を結集して環境をよりよくするためあらゆる手段をつくし、観光温泉文化都市として、健康で安全かつ快適な生活を確保することを宣言して、この条例を制定する。

<省略>

第2節 環境緑化の推進

(緑化の基本方針)

第33条 市は、都市における緑の回復を図るため環境緑化の基本方針を定め、計画的な都市の緑化を図らなければならない。

(公共用地の緑化)

第34条 市長は、良好な生活環境を確保するため、自然植生の保護及び公園、緑地、街路、学校その他の公共用地の緑化に努めなければならない。

(団地等の緑化)

第35条 規則で定める団地等の造成をしようとする者又は高さが15メートルを超える建築物(以下「指定建築物」という。)であって規則で定める指定建築物を建築しようとする者は、市長と協議の上、当該団地等又は当該指定建築物が建築される敷地等の緑化に努めなければならない。

2 前項に定める協議は、あらかじめ環境緑化に関する計画書を市長に提出して行うものとする。

(平14条例22・一部改正)

(工場、事業場の緑化)

第36条 工場若しくは事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該土地内に緑地を確保し、又は樹木を植栽する等緑化に努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第37条 市民は、その居住し、所有し又は管理する土地について、そのあき地に樹木、花等を植栽し、すすんで緑の環境を高めるよう努めなければならない。

(修景緑化街区)

第38条 市長は、市街地の修景緑化上必要があると認めるときは、修景緑化街区を指定することができる。

2 市長は、修景緑化街区内において、街路樹の植栽、花だん、照明その他の修景施設の設置等に努めなければならない。

3 修景緑化街区内に建築物その他の施設を設置している者又は設置しようとする者は、その敷地内に道路に面して樹木、花等を植栽し、花だんを設ける等緑化に努めなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づく植栽、花だんの設置等について必要があると認める場合、助言、勧告又は援助をすることができる。

第3節 開発行為等の制限

(開発行為の届出)

第39条 次の各号に掲げる開発行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、開発行為に対する協議をしなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けなければならない開発行為

(2) 前号に掲げるもののほか、自然環境及び生活環境の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為で規則で定めるもの

(平13条例22・一部改正)

(指定建築物又は指定工作物の申請及び通知)

第40条 指定建築物又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に規定する工作物のうち高さが15メートルを超えるもの(以下「指定工作物」という。)を建築しようとする者(以下「建築主」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第

6 条第 1 項又は同項を準用する同法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による確認の申請に先立って、当該建築計画が生活環境の保全について規則で定める条件に適合するものであることについて、あらかじめ市長に關係書類を添えて申請しなければならない。ただし、国及び地方公共団体の計画に係る事業については、この限りでない。

2 建築主は、前項の申請に先だち、当該建築計画について、規則で定める近隣関係者に事前に説明会を開催し、その結果について市長に報告しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請を受理した場合において、当該申請に係る建築計画が、規則で定める基準に適合するときは、受理した日から 30 日以内にその旨文書をもって通知しなければならない。

4 建築主は、前項の通知を受けた後でなければ、当該建築工事に着手してはならない。

5 第 1 項による申請をしようとする者は、規則の定めるところにより、その敷地内の見やすい場所に建築を予定する指定建築物又は指定工作物の概要を掲示しなければならない。

6 建築主は、第 1 項の申請の内容について変更が生じたときは、規則の定めるところにより変更の日から 14 日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

(平 2 条例 31・平 14 条例 22・一部改正)

(指定建築物の適正管理)

第 40 条の 2 指定建築物を建築しようとする者は、当該指定建築物が規則で定める基準に該当する共同住宅である場合、当該共同住宅を建築後はその適正な管理に努めるものとする。

(平 14 条例 22・全改)

(公共施設の整備にかかる協力)

第 41 条 第 39 条及び第 40 条の規定による届け出をしなければならない者は、市長が別に定める関連公共施設の整備に関して特別の協力をしなければならない。

(平 12 条例 1・一部改正)

(指導勧告)

第 42 条 市長は、自然環境及び生活環境の保全のため必要があると認めるときは、第 39 条及び第 40 条の規定による届け出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

<省略>

第 5 節 電波障害の防止、生活環境の保護等

(平 14 条例 22・改称)

第 92 条から第 95 条まで 削除

(電波障害の防止義務)

第 96 条 指定建築物又は指定工作物の建築主及び設計者並びに工事施工者又は工事監理者(以下「建築主等」という。)は、当該指定建築物又は当該指定工作物の建築によって、周辺のテレビジョン等に受信障害が生ずるおそれのあるときは、必要な調査を実施するとともに、障害の改善を図るための必要な措置を講じなければならない。

(平 14 条例 22・一部改正)

(生活環境の保護)

第 97 条 指定建築物又は指定工作物の建築主等は、当該指定建築物又は当該指定工作物の建築に伴い、周辺地域に、騒音、振動その他通常的生活環境に対する著しい支障を生ずることとなる場合は、必要な措置を講じなければならない。

(平 14 条例 22・一部改正)

(計画変更の勧告等)

第98条 市長は、指定建築物又は指定工作物の建築主等が前2条に定める必要な措置を講ぜず、又は近隣の建築物の所有者、管理者若しくは居住者の生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該建築主等に対して当該指定建築物又は当該指定工作物の建築計画の変更等必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(平14条例22・一部改正)

(違反者に対する命令)

第99条 市長は、第40条の規定による届出をしないで指定建築物又は指定工作物を建築し、若しくは建築しようとしている建築主等又は第96条若しくは第97条の規定に違反して工事を施工している建築主等に対し、当該指定建築物又は当該指定工作物の建築工事の施工の停止、建築計画の変更等必要な措置をとるべきことを指導し、勧告し、又は命ずることができる。

(平14条例22・一部改正)

第100条 削除

<省略>

第6章 補則

(立入検査)

第118条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場及び事業場、工事現場、建築物又は工作物の敷地、保護地区内の土地、保護樹の所在する土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類、機械、設備、建築物、工作物、建築物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況について調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平14条例22・一部改正)

(報告の徴収)

第119条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、若しくは害するおそれのある者又はこれらの関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。

(予想外の公害に対する措置)

第120条 市長は、この条例の予想しない物質、作業等により公害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、その事態を発生させた者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(委任)

第121条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第122条 第75条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第123条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第66条第1項の許可を受けないで特定工場等を設置した者

(2) 第69条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定により規則で定める事項を変更した者

第124条 第80条第2項又は第99条の規定による命令に違反した者は、6ヵ月以下の

懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第125条 第84条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第126条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第39条、第40条第1項、第68条第1項又は第82条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第30条第2項、又は第91条の規定による命令に違反した者
第127条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第23条第2項及び第3項（第27条第3項において準用する場合を含む。）又は第27条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第50条第2項、第52条第2項、第56条又は第59条第3項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第81条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第118条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

(平4条例14・一部改正)

第128条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

- (1) 第70条、第71条第3項、第104条又は第106条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第40条第2項、第4項又は第5項の規定に違反した者

(平2条例31・平4条例14・平14条例22・一部改正)

(両罰規定)

第129条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第122条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5章に関する規定は、公布の日から施行する。